

## 研究不正調査は適正な方法で行われているのか？ ～申立てられた「被疑者」への研究規範委員会の対応に疑問～

去る 2 月以来、「研究不正」を申し立てられた元山口大学教員に対して行われている、山口大学研究規範委員会による調査の進め方・方法について、様々な問題があることが明らかになっています。ガイドラインによれば、不正申立てがあった場合、委員会はまず予備調査をおこない、疑いありと思われる場合は、ガイドラインに定められた方法で調査会を設置し、文書等で問い質し必要に応じて本人ヒアリングも行いながら事実確認し、調査結果を本人へ通知します。不服申し立てがあった場合は再調査するなどして結論を出し、学長に報告します。その後、教育研究評議会の委員会による審査を経て、不正の程度に応じて懲戒処分のレベルが決定されることとなっています。



山口大学では今年 1 月 16 日に医学部講師が 3 本の論文に故意の捏造があったとして、即日懲戒解雇されています。その際、懲戒処分のなかで最も重い「懲戒解雇」の決定がなされたことに関して、組合はニュース第 277 号で「教職員の間から疑問の声」と報じました。今回の案件は現在、調査の段階ですが、その調査をおこなうにあたっての一連の手続きや委員会・調査会の対応に疑問が生じています。捏造・改ざん・盗用・虚偽記載等の研究不正はあってはならないことです。しかし一部には申立てがあっても不正認定されないケースもありますし、そのことを含めて委員会には適正な方法で慎重かつ公正に、不正の有無及びその程度を判断・決定することが求められています。

## 組合から委員会への再三の「質問・苦情」に具体的回答なし



組合はこの案件に関して 8 月 20 日に研究規範委員会委員長と調査会長に対して、「元山口大学教員への研究不正申立を受けた調査についての質問および苦情申入れ」を提出しました。(2 頁に掲載：一部黒塗り) その中で、調査手続き・調査方法に関する問題点・疑問を 7 点にわたって問い質しました。質問中でも最も疑問の多い点は、被疑者に対して 6 月 12 日に行われた調査会によるヒアリングの実施方法であり、そこでは 5 項目の質問を発しました。例えば、本人へのヒアリングを対面のみではなくハイブリッド方式で行うなど調査秘密保持への疑問、「補助者」の同席を認めたもののヒアリング中の発言・被疑者との協議禁止、また予定時間 (1 時間) の了解なしの大幅延長 (2 時間半) などで、加えて、10 日以内すなわち 10 日後と定めている異議申立て締切日を 9 日後しかも休日を締切日とするなど、民法第 140 条の定め、さらには一般常識に反する完全に誤った解釈を繰り返していることがあります。これに対して委員会は 8 月 30 日に「回答」(3 頁に掲載) を組合に提示しましたが、「個別の調査内容にかかわること」「大学の自律的な調査手続きとその裁量に委ねられる」として、具体的な回答をまったく行わないという極めて理不尽な内容となっていました。委員会はこの間、被疑者からのメール・文書などでの質問に対しても無視・無回答を続けています。このため組合は 9 月 9 日に、回答内容の不当さを指摘し、直接の説明の場を早急に設定することを求める申入書 (3 頁に掲載) を提出しました。これに対して、9 月 19 日に再度の「回答」が提示されましたが、8 月 30 日の「回答」と同様のことを繰り返すのみで具体的な説明らしきものは全くありませんでした。このため組合は 10 月 1 日に協議・交渉を求めて 3 回目となる申入書を提出しました。これに対して 10 月 11 日に回答がありましたが、懲戒処分に関しては何ら関与していないため協議には応じないというもので、全体としてはやはり詭弁を弄して具体的な回答を示さないままでした。

# 1~7. 合わせて20近くの疑問に研究規範委は詭弁を弄し無回答

2024年8月20日

国立大学法人山口大学

研究規範委員会委員長 上西 研 殿  
同 調査会長 [REDACTED] 殿

山口大学教職員組合  
書記長 森下 徹

元山口大学教員への研究不正申立を受けた調査についての質問および苦情申入れ

本年2月より、元山口大学教授のA氏（2024年3月31日定年退職）に対して研究不正申立を受けて調査が行われていると聞き及んでいるが、事は研究不正の有無を判定するための調査に係ることであり、本来は、委員会および調査会が他者の干渉を受けることなく独立した権限のもとで予断を持つことなく慎重かつ公正な調査を進め、不正の有無およびその程度を厳粛に判定するべきものと推察する。

しかしながら、被申立人とされたA氏および被申立人補助者は、その調査過程において不適当な進め方が多々あると主張している。このため、下記のとおり質問する。それぞれ簡明な説明・回答を8月30日（金）午後3時までに提示いただくよう求める次第である。

なお、本書は後に公開することもあり得るため、所属・氏名等はそれぞれ匿名としている。貴委員会に対しては別途、明示することをご承知おき願う。

## 記

1. 貴委員会がA氏に対して3月22日に、調査会発会を通知した際に提示した調査会構成員一覧について、「通知を受けてから10日以内に」と定められていることからすれば、4月1日が申立期限であるのは疑いのないところであるにもかかわらず、A氏に対して「3月31日まで」としたのは、どのような根拠・解釈によるものか。
2. 調査会構成員「候補」とされたB氏およびC氏、とりわけB氏へのA氏の当初申立よりも具体的な忌避理由を示した再度の不服申立てについて、単に「期限を過ぎている」とのみの理由でこれを却下したことを何ら問題ないと認識されているのかどうか。この点については質問1への回答によっては、重大な過誤が認められる可能性もある。
3. 同様のこととして、6月12日のヒアリング当日に「1カ月以内の回答を」としておきながら、6月17日に発した質問状では7月12日ではなく、7月11日すなわち29日後を締切日と指定したのは、どのような根拠・解釈によるものか。

4. 6月12日ヒアリング当日の開催方法等に関して

- 開催予定時間を1時間と通知しておきながら、その途中で一切の断りなく予定の倍以上の2時間半にわたって質問等を続けたことについて何ら問題なしとするや否や。
  - ハイブリッド方式でのヒアリングであることを事前にA氏へ通知することなく行った上に、対面出席者5名中1名のみが職・氏名を述べ、オンライン出席者5名中1名のみが画像表示で3名は職・氏名のみ。残る1名は職・氏名の表示なく「似顔絵」のみの表示であったが、このようなことは適当であったとの認識か否か。
  - オンライン出席の場合、第三者がヒアリング状況を視聴する可能性も否めないと思われるが、問題でありはしないか。問題ないということであれば、それを保障する措置をどのようにとられたのか。実際、オンライン参加で画像表示されていた調査員の背後に、別の人物が出入りする姿が目撃されている。ガイドラインの定めも含めて説明されたい。
  - 事前の申請書提出が許可された形で、2名の「補助者」が出席したが、当日配布された資料を補助者に配布しなかったことは適当であったと認識されているか否か。
  - 同じく補助者に対して、ヒアリング中の説明補足・発言を禁じた上に、A氏との協議も禁じたのはどのような理由・権限によるものなのか。当日は協議が必要な場合はA氏から調査会長へ申し出て、認めた場合のみ許可するとしたが、これについてもどのように説明されるのか。
5. A氏の動物使用計画書をA氏に提示を促すことなく貴調査会独自に入手されたとのことであるが、同計画書は山口大学の情報公開関係規則等によれば、安直に公開されるものではないと思われる。よって、貴調査会としてどのような手続きを経て入手されたのか。
6. また、「研究不正申立内容」では動物使用計画書の内容について「承認番号■■■■を中心に精査を要請」とし、「計画書番号■■■と論文の内容が全く異なる」とも指摘しているのみでなく、「動物使用計画書と論文の内容が全く一致しない」とまで指摘をしている。これは、申立者が動物使用計画書を何らかの方法で入手したことを疑わせるものであるが、正当な手続による入手であると説明できるのか。また、これらのことを学部長（B氏）および事務長がA氏へ研究不正を指摘した際にすでに承知していた疑いがあるが、これについても正当な手続による入手であると説明できるのか。
7. ヒアリング後の貴委員会からの質問への回答送付の際に、A氏が数点にわたって質問・要望等行ったが、それらに対して特段、回答することなく追加質問が行われたため、A氏から再度問い質したが、それに対する回答は研究推進課長からのメールの中に「回答の必要はない。期限延長もできない」等とする理由を示さない僅か1行のものであった。大学の機関として通常あり得ない理不尽な対応と考えざるを得ない。この回答が問題ないとするのであれば、その根拠を明確に示すこと。特に、「調査会の権限については別に定め、関係者へ周知する」との定めがあるにもかかわらず、これを実行していないことをも回答の必要なしとした根拠があるのか。

以上

※原本には、黒塗り・下線なし、押印あり。

# 調査方法への疑問・質問を「調査内容」「自律的調査手続・裁量」と強弁

令和6年8月30日

山口大学教職員組合書記長

森 下 徹 殿

国立大学法人山口大学研究規範委員会委員長

上 西 研

元山口大学教員への研究不正申立を受けた調査についての質問および苦情申入れ（回答）

2024年8月20日付けの標記の質問等については、同書面でも言及されているとおり、「研究不正の有無を判定するための調査に係ることであり、本来は、委員会および調査会が他者の干渉を受けることなく独立した権限のもとで予断を持つことなく慎重かつ公正な調査を進め、不正の有無およびその程度を厳粛に判定すべきもの」で、A氏の個別の調査内容にかかわることであって、貴組合に対してお答えするような内容ではありませんし、大学の自律的な調査手続とその裁量に委ねられるものです。

そして調査手続上の裁量等に対するA氏ご本人の不満（苦情）等につきましては、最終的には当委員会の認定に対する不服申立て手続等の下で申し立てられるものと考えます。

なお、合理的な範囲内の裁量行為については、再調査事由にも当たりませんので、併せて申し添えます。

【本件問合せ先】

学術研究部研究推進課長

専用メールアドレス k-fusei@yamaguchi-u.ac.jp

2024年9月9日

国立大学法人山口大学  
研究規範委員会委員長 上西 研 殿

山口大学教職員組合

執行委員長 三原 敏秀



### 研究不正調査に関する当組合よりの質問及び苦情申入れへの回答について

このことについて去る8月30日、私どもの指定した期限内に「回答」いただいたこと、お礼申し上げます。

しかしながら、「回答」は、私どもが、調査内容ではなくその進め方、調査過程での不適当な対応を問い質したことに対して、「個別の調査内容にかかわること」として一切説明・回答しないという、極めて理不尽な内容になっていると言わざるを得ません。

加えて、被申立者本人の「不満（苦情）」を認定後の不服申立て手続きに先送りするのみならず、今回のように質問・苦情その他の問題を申立てたとしても、そうした進め方は「合理的な範囲内の裁量行為」であり「再調査事由にも当たりません」としてすべて排除することを「宣言」するという理不尽なことまで書かれております。

これは、私どもが申入れで書き記し貴職がそのまま回答で引用した「研究不正の有無を判定するための調査に係ることであり、本来は、委員会および調査会が他者の干渉を受けることなく独立した権限のもとで予断を持つことなく慎重かつ公正な調査を進め、不正の有無およびその程度を厳粛に判定すべきもの」という研究規範委員会の「公正な調査」なるものを行う前提が疑われる対応です。

つきましては、本件について研究規範委員会委員長であり学術研究担当副学長である上西殿から当組合への直接の説明の場を早急に設定いただくことを求めます。

※ともに原本には下線なし。

# 学生からの大学会館空調費徴収問題で申入れ(10/17)

組合は、前号で掲載しました大学会館での空調不使用により学生（劇団笛団員）が熱中症を発症した事案に関して、10月17日に教育学生担当副学長宛に申入書を提出しました。申入書では、「発症の原因が、開放部がほとんどなく高温・多湿となる大ホールでの空調不使用状態での練習を重ねたことにあることは疑いの余地はありません」とした上で、「空調使用料徴収の廃止もしくは徴収免除要件の大幅拡大」を求めました。（申入書は後日掲載予定）このことは劇団笛だけの問題ではなく、すべての学生の自主的な活動に係ることであり、かつて「学生が一番」と公言してきた山口大学が今回の「事件」を教訓として、大学会館大ホール使用時の空調費徴収の見直しを諮るべきだとの声が高まっています。

\*山口大学教職員組合はこの他、「人勸準拠の給与等引上げの完全実施」「非常勤職員の待遇改善」等を求める学長宛申し入れ書を同じく10月17日に提出しました。次号等で掲載します。  
 \*また、10月23日には、過去の懲戒処分例の実態に関する質問を人事課長へ、人勸に關係して山口大学の各種報酬・手当・財務関係資料等の提示要求を溝部理事へ、それぞれ提出しました。これらについても続報予定です。

## 学研災 治療 14 日未満は保険金給付対象外(課外活動)

劇団笛の話によると、10月中には大学に対して要望書を提出したいとのことでした。なお、劇団笛は大学へ9月末に事故報告書を提出していますが、その際、学研災（学生教育研究災害傷害保険：全員加入・4年分の保険料2,300円）の保障対象にはならないだろうとの説明を受けたとのこと。学研災では課外（クラブ活動）活動中の事故による身体に被る障害も保険金給付対象となっており、熱中症もその対象となっていますが、医療保険金等の支払いは正課・大学行事の場合は日数制限がありませんが、課外活動の場合、治療日数14日未満は対象外となっているためです。

あんしん むすぶ  
**教職員共済**

教職員共済は、学校・教育機関で働く方々を対象とする、厚生労働省の認可を受けた職域で唯一の共済生協です。組合員やそのご家族が必要とするさまざまな保障をご提供しています。

### トリプルガード

団体生命共済・医療共済

教職員とご家族のための生命・医療保障。  
 団体生命共済は死亡・障害を保障。医療共済は入院を保障、必要に応じて各特約（手術・先進医療・退院後療養・ガン診断・女性特定疾病など）をセットできます。

この充実保障でこの掛金

<p>ご契約例</p> <p><b>団体生命共済</b></p> <p>死亡だけでなく障害も保障！</p> <p><b>死亡保障 1,000万円</b> (契約口数 10口)</p>	<p><b>医療共済</b></p> <p>ガンによる入院は保障額が2倍で、日数無制限！</p> <p><b>入院日額 5,000円</b> (基本契約 5口)</p>
+	
<p>40歳以下の場合</p> <p><b>月掛金 1,465円</b> (団体生命共済 810円、医療共済 655円)</p>	<p>41歳～65歳の場合</p> <p><b>月掛金 4,655円</b> (団体生命共済 3,270円、医療共済 1,385円) ※66歳以上も段階的に掛金が上がります。</p>

ホットアイマスクがもらえるキャンペーン 実施中！

大学事業所限定

## 安心 もっと キャンペーン

イメージキャラクター「あむりん」

トリプルガード(団体生命共済・医療共済)の資料・見積書のご請求で、先着 200名様にホットアイマスクをプレゼント！

■応募期間  
2024年10月1日～11月30日

■応募方法  
キャンペーンWEBサイトからご応募いただけます。

※ご応募はお一人様1回に限りです。  
 ※PCからのご応募は、大学事業所ホームページトップのスライド「安心もっとキャンペーン」からお入りください。

■応募いただける方  
国立の大学・高専、大学共同利用機関法人に勤務している方、または勤務していた方  
 ※詳細はキャンペーンWEBサイトをご確認ください。

※ご契約にあたっては必ず各共済のパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。承 24-91-09 (2409)  
 厚生労働省認可  
**教職員共済生活協同組合 大学事業所 TEL 0120-628-095 〒162-8624 東京都新宿区山吹町 10-1 ラポール日教済**